

総務文教常任委員会

令和4年3月9日（水）
午後1時30分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

政策企画部

- (1) 第49号議案 辺地総合整備計画の策定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第42号議案 亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例の制定について
＜説明～質疑＞

教育部

- (1) 第50号議案 財産の取得について
＜説明～質疑＞

市長公室

- (1) 第41号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第66号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
第67号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
＜説明～質疑＞

(裏面あり)

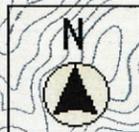
総務部

- (1) 第43号議案 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第44号議案 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (3) 第45号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

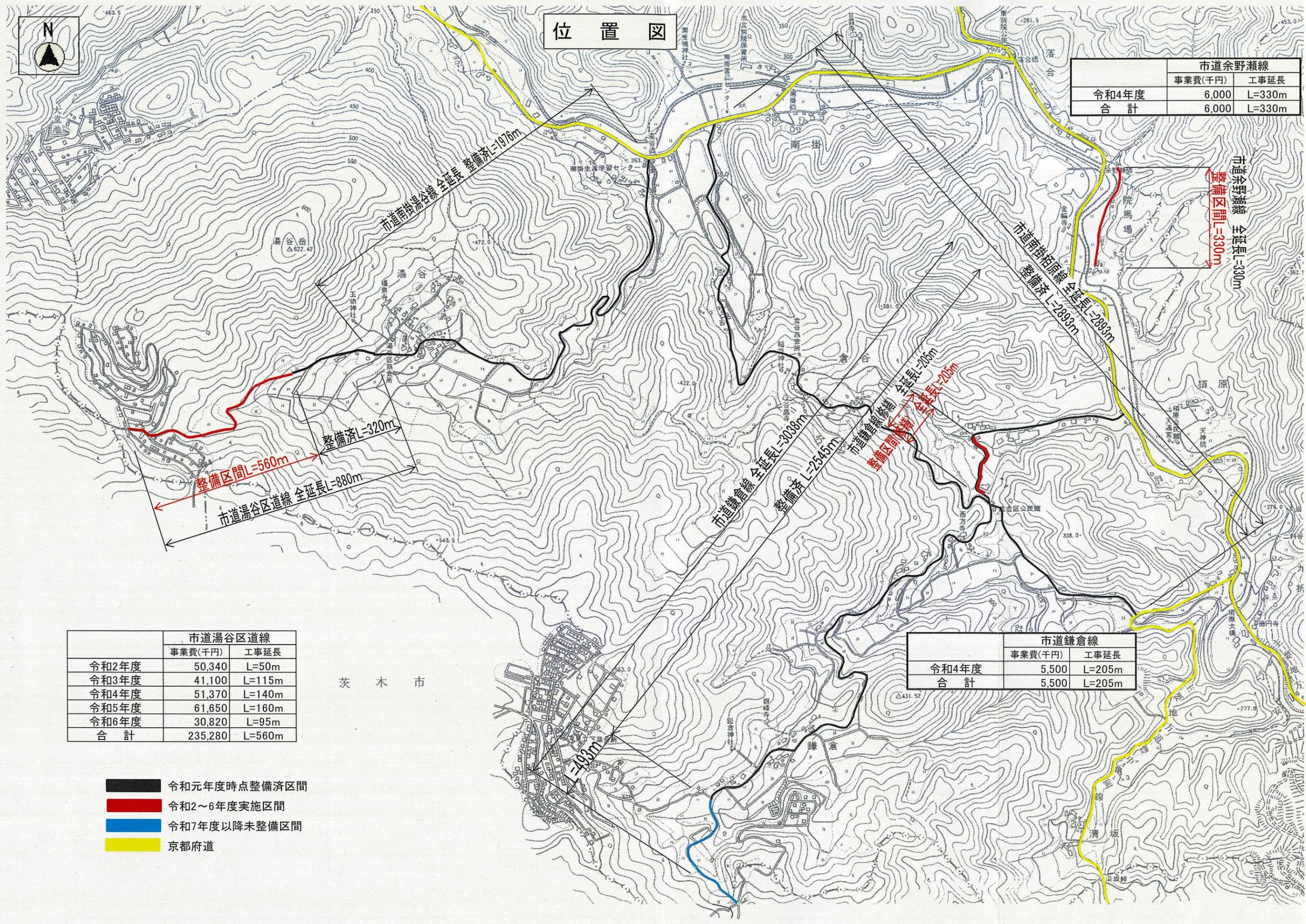
5 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
- (2) 月例開催について
- (3) 次回の日程について



位置図

	市道余野瀬線	
	事業費(千円)	工事延長
令和4年度	6,000	L=330m
合計	6,000	L=330m



市道余野瀬線 全延長=330m
整備区間L=330m

市道南掛原線 全延長L=2893m
整備済 L=2893m

市道鎌倉線 全延長L=3038m
整備済 L=2545m

市道鎌倉線 全延長L=205m
整備区間L=205m

市道湯谷区道線 全延長L=880m
整備区間L=560m
整備済L=320m

	市道湯谷区道線	
	事業費(千円)	工事延長
令和2年度	50,340	L=50m
令和3年度	41,100	L=115m
令和4年度	51,370	L=140m
令和5年度	61,650	L=160m
令和6年度	30,820	L=95m
合計	235,280	L=560m

茨木市

	市道鎌倉線	
	事業費(千円)	工事延長
令和4年度	5,500	L=205m
合計	5,500	L=205m

- 令和元年度時点整備済区間
- 令和2~6年度実施区間
- 令和7年度以降未整備区間
- 京都府道

令和4年3月9日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

政策企画部 情報政策課

○亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)の概要

目的

市の行政手続等を書面に加えてオンラインで実施できるようにするための共通事項を定めることで、手続きを行う市民や事業者等の関係者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化を図り市民生活を向上させる。

対象となる市の機関

- 1 市の機関…地方自治法第 138 条の 4 に規定する執行機関
市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- 2 公営企業の管理者…地方公営企業法第 7 条の規定により置かれる管理者
水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、病院事業管理者
- 3 市議会
- 4 これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律等により独立した権限を行使することを認められたもの
副市長、会計管理者、出納員その他の会計職員、附属機関
- 5 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者

対象となる行政手続

- ①「申請等」…条例・規則に基づく申請、届出等、市の機関に対して行われる通知
 - ②「処分通知等」…処分(行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為)の通知その他の市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)
 - ③「縦覧等」…条例・規則の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供すること
 - ④「作成等」…条例・規則の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること
- ⇒「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」の 4 つ

本条例で規定すること

- ①条例等の規定にかかわらず、上記①～④の手続きについて電子情報処理組織を使用する方法(オンライン)により行うことができる。
- ②オンラインによる手続きは、条例等の規定どおりに行われたものとみなす。
- ③オンラインによる手続きの到達時期は、市の機関の使用に係る(通知を受け取るものの使用に係る)コンピューター等に備え付けられたファイルに記録されたときとする。
- ④オンラインでの本人確認(署名に代えた個人番号カードや電子署名の利用)を可能とする。
- ⑤手数料や使用料納付について、電子納付(キャッシュレス決済)を可能とする。
- ⑥市が情報連携等で入手できる添付書類の省略を可能とする。
- ⑦オンラインでの申請等、本条例に規定される情報通信技術を活用した行政の推進状況について、毎年度インターネット上に公表する。

デジタル手続法の概要（令和元年12月施行）

デジタル技術を活用し、行政手続等の**利便性の向上**や**行政運営の簡素化・効率化**を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①**デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②**ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（**電子署名等、電子納付**）

添付書類の省略

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

デジタルデバイドの是正

- デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施